

第5章 生活排水処理の現状と分析

5-1 生活排水の現況

1 生活排水処理の経緯

生活排水には、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と台所や洗濯、風呂場等からの汚水（以下「生活雑排水」という。）に大別されます。

生活雑排水が公共用水域に放流されると、公共用水域の河川水と混合されて時間の経過とともに自浄作用によって汚濁物質は浄化されます。しかし、河川等の自浄作用の能力の限界を超える汚濁物質が流入すると、水質汚濁が進行するため、公共用水域へ排出する汚濁物質を一定量削減する生活排水処理施設が必要になります。

し尿と生活雑排水を併せて処理する方法（以下「汚水処理施設」という。）としては、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設で処理する方法と合併処理浄化槽等の個別処理施設で処理する方法があり、処理水は公共用水域に放流されています。

一方、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽（簡易水洗含む）では、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されるため、公共用水域の汚濁原因のひとつとなっています。

2 生活排水処理システムの全体像

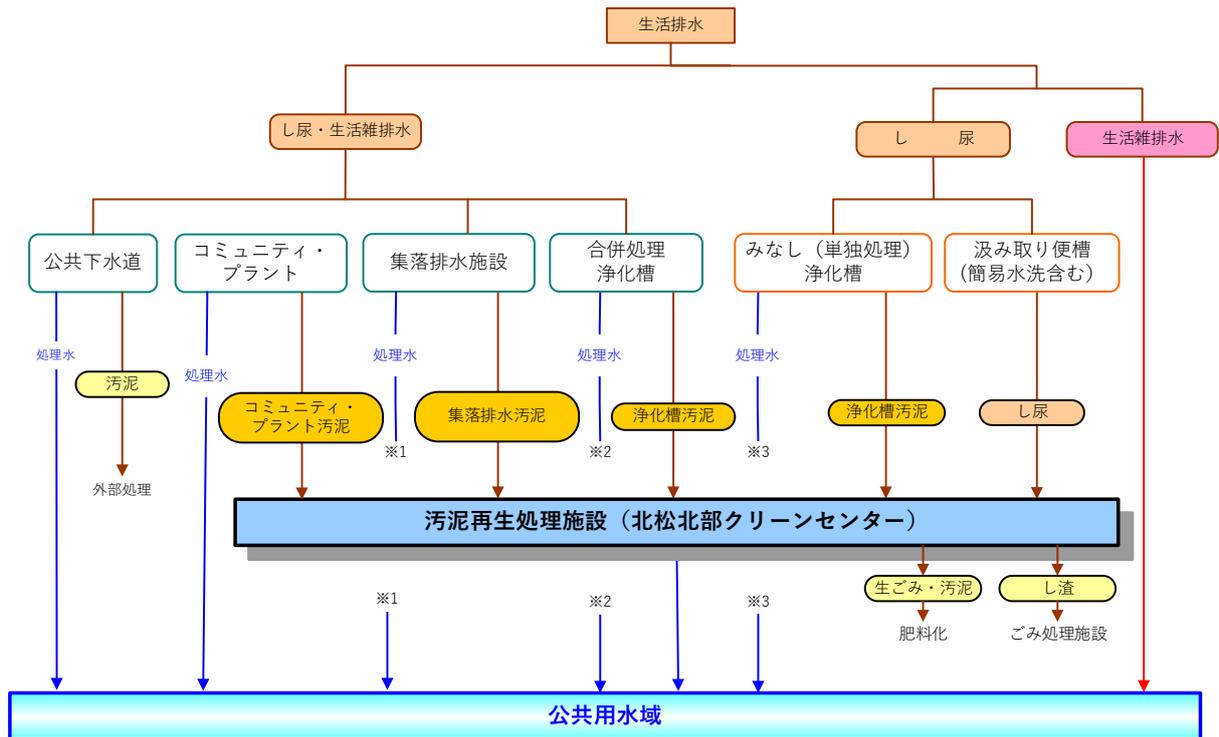
（1）生活排水処理・処分体系

構成市における生活排水処理・処分体系を図表5-1-1に、処理施設の対象となる生活排水及び処理主体を図表5-1-2に示します。

構成市の生活排水は地域の特性と各汚水処理施設の特徴を踏まえ、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「農業集落排水施設」、「漁業集落排水施設」及び「コミュニティ・プラント」によって処理しています。また、汚水処理施設が整備されていない場合、「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」及び「汲み取り便槽（簡易水洗含む）」でし尿のみを処理し、生活雑排水は公共用水域に放流しています。

なお、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥、集落排水施設から発生する汚泥（以下「集落排水汚泥」という。）及び汲み取りし尿は北松北部クリーンセンター内の汚泥再生処理施設で処理しており、処理工程で発生する汚泥は脱水後、肥料化を行っています。

◆図表5 - 1 - 1 構成市における生活排水処理・処分体系



※：平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、構成市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

◆図表5 - 1 - 2 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥等	
公共下水道	○	○	－	松浦市
農業集落排水施設	○	○	－	平戸市
漁業集落排水施設	○	○	－	松浦市
コミュニティ・プラント	○	○	－	平戸市
合併処理浄化槽	○	○	－	個人等
単独処理浄化槽	○	－	－	個人等
汚泥再生処理施設 (北松北部クリーンセンター)	○	－	○	北松北部環境組合

【凡例】 ○：該当あり －：該当なし

(2) 汚水処理施設整備事業の種類

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、汚水処理施設を逐次整備していく必要があります。汚水処理施設整備を進めるために、図表5-1-3のような事業があり、構成市では、これらの事業のうち、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽設置整備事業を実施しています。

◆図表5-1-3 汚水衛生処理施設整備事業の種類



：上記の色付けをしているものは、構成市で採用している汚水処理施設です。

5 - 2 生活排水の排出状況

1 生活排水処理形態別人口の実績

構成市における生活排水処理形態別人口の実績等を図表5 - 2 - 1～図表5 - 2 - 4に示します。

構成市における令和元年度から令和5年度の生活排水処理形態別人口の推移は、計画収集人口が22.3% (-6,990人)、単独処理浄化槽人口が14.8% (-284人) 減少しているのに対して、公共下水道人口が9.7% (+343人)、合併処理浄化槽人口は17.8% (2,668人)、集落排水処理人口は2.2% (24人) 増加していることから、公共下水道への接続及び浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の整備に伴い、計画収集人口及び単独処理浄化槽人口が減少する傾向を示しています。

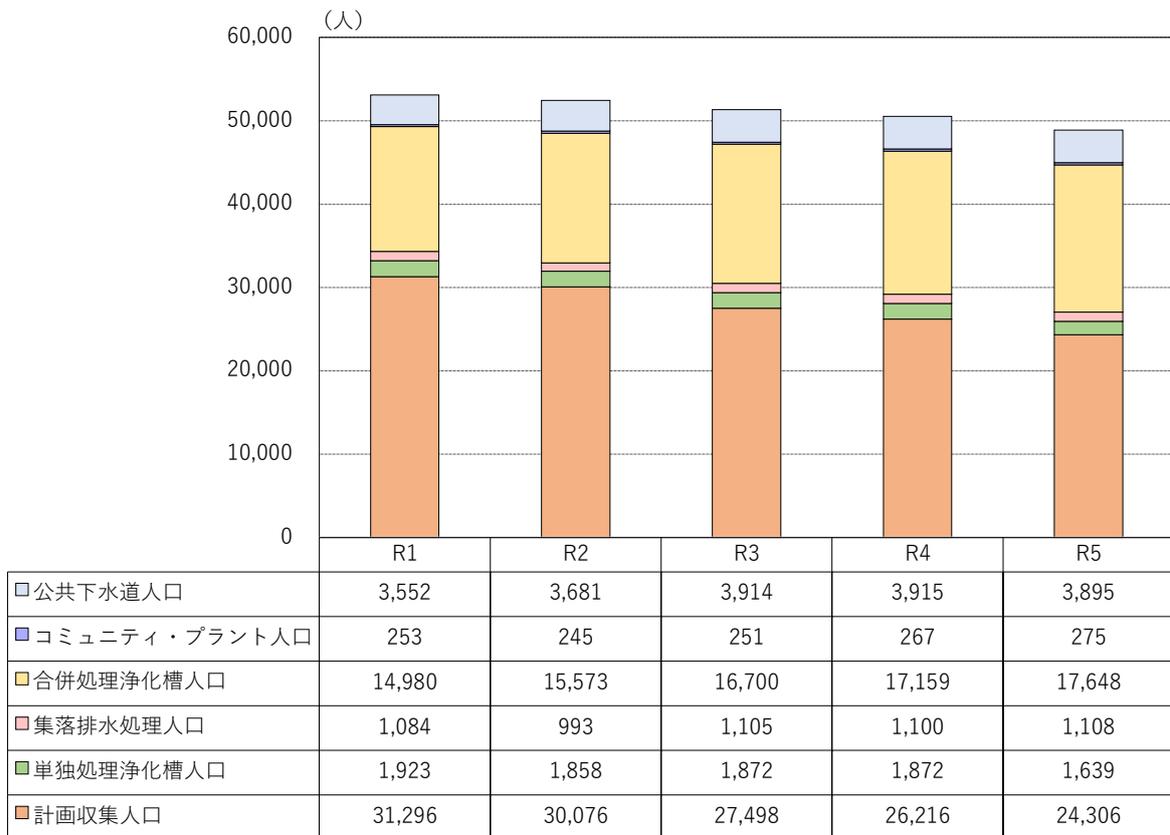
なお、自家処理人口は0人となっています。(以下計画収集人口と自家処理人口を合わせて「非水洗化人口」という。)

◆図表5 - 2 - 1 生活排水処理形態別人口の実績

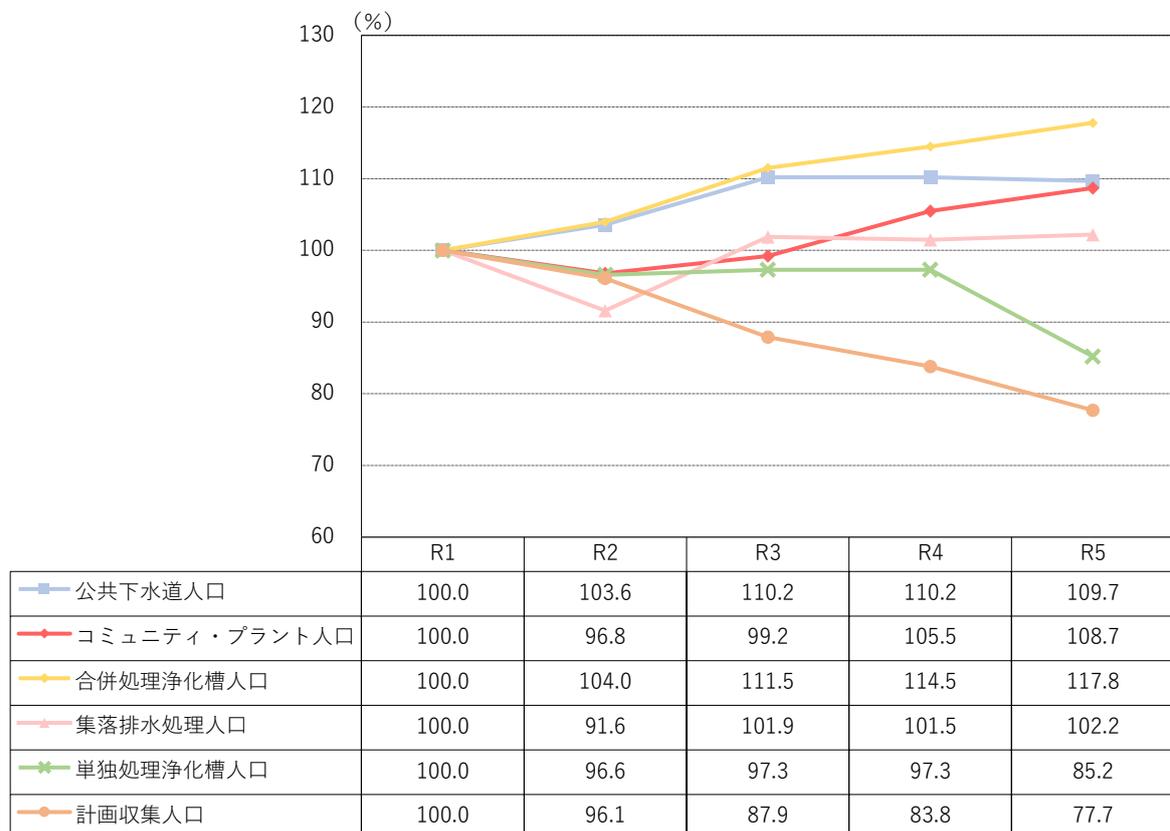
項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	備考
行政区域内人口	人	a	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	実績 (10月1日人口)
計画処理区域内人口	人	b	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	c+f
非水洗化人口	人	c	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	d+e
計画収集人口	人	d	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	実績 (10月1日人口)
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	実績 (10月1日人口)
水洗化人口	人	f	21,792	22,350	23,842	24,313	24,565	g+h+i
公共下水道人口	人	g	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	実績 (10月1日人口)
コミュニティ・プラント人口	人	h	253	245	251	267	275	実績 (10月1日人口)
浄化槽人口	人	i	17,987	18,424	19,677	20,131	20,395	j+k+n
合併処理浄化槽人口	人	j	14,980	15,573	16,700	17,159	17,648	実績 (10月1日人口)
集落排水処理人口	人	k	1,084	993	1,105	1,100	1,108	l+m
農業集落排水処理人口	人	l	161	151	153	140	142	実績 (10月1日人口)
漁業集落排水処理人口	人	m	923	842	952	960	966	実績 (10月1日人口)
単独処理浄化槽人口	人	n	1,923	1,858	1,872	1,872	1,639	実績 (10月1日人口)
総排出量	kL/年	o	60,154	59,514	59,646	58,145	57,863	p+q+t
し尿	kL/年	p	39,378	38,385	38,261	37,098	36,928	実績
浄化槽汚泥	kL/年	q	20,133	20,471	20,733	20,381	20,305	実績
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	r	1,418	1,348	1,132	1,226	1,174	実績
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	s	18,715	19,123	19,601	19,155	19,131	実績
集落排水汚泥	kL/年	t	643	658	652	666	630	実績
割合	%	u	65.5	64.5	64.1	63.8	63.8	$p \div o \times 100$
浄化槽汚泥等	%	v	34.5	35.5	35.9	36.2	36.2	$100 - u$
排出原単位*	L/人日	w	3.10	3.11	3.18	3.15	3.23	$o \div b \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	x	3.44	3.50	3.81	3.88	4.15	$p \div d \div 365 \times 1,000$
浄化槽汚泥	L/人日	y	3.21	3.17	3.02	2.89	2.84	$q \div (h+i-k) \div 365 \times 1,000$
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	z	2.01	1.99	1.66	1.79	1.96	$r \div n \div 365 \times 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	aa	3.36	3.31	3.17	3.01	2.92	$s \div j \div 365 \times 1,000$
集落排水汚泥	L/人日	ab	1.62	1.82	1.62	1.66	1.55	$t \div k \div 365 \times 1,000$

※：R1とR5については閏年のため366日で計算しています。

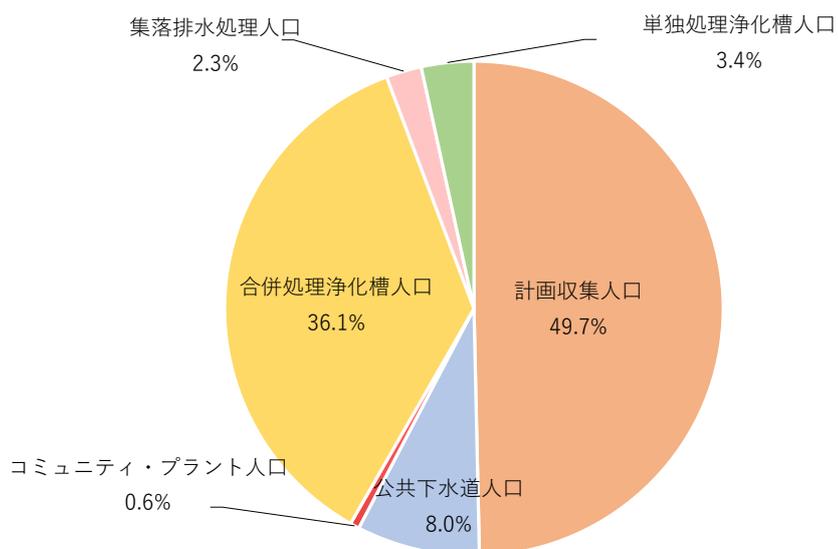
◆図表5 - 2 - 2 生活排水処理形態別人口の推移



◆図表5 - 2 - 3 生活排水処理形態別人口の経年変化



◆図表5 - 2 - 4 生活排水処理形態別人口の割合（令和5年度）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

(1) 公共下水道

構成市では松浦市に公共下水道があり、松浦市では公共下水道への未接続の住民に対して下水道の普及に努めています。公共下水道人口は増加傾向にありましたが、令和5年度に減少しています。なお、令和5年度末現在で3,895人となっており、行政区域内人口の8.0%となっています。

(2) コミュニティ・プラント

構成市では平戸市にコミュニティ・プラントがあり、コミュニティ・プラント人口は令和2年度に減少しましたが、令和3年度以降増加しています。なお、令和5年度末現在で275人となっており、行政区域内人口の0.6%となっています。

(3) 集落排水処理施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設）

構成市では平戸市には農業集落排水施設が、松浦市には漁業集落排水施設があり、それぞれ集落排水施設への未接続の住民に対して、集落排水施設への接続の普及に努めており、集落排水処理人口は増加傾向にあります。なお、令和5年度末現在で1,108人となっており、行政区域内人口の2.3%となっています。

(4) 合併処理浄化槽

構成市では浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置普及に努めており、合併処理浄化槽人口は増加傾向にあります。なお、令和5年度末現在で17,648人となっており、行政区域内人口の36.1%となっています。

(5) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにより、減少傾向にあります。なお、単独処理浄化槽人口は令和5年度末現在で1,639人となっており、行政区域内人口の3.4%となっています。

(6) 計画収集人口

計画収集人口は減少傾向にあり、令和5年度末現在で24,306人となっており、行政区域内人口の49.7%となっています。

2 生活排水処理の状況

(1) 汚水衛生処理率の推移

水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の実績を図表5-2-5に、水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の推移を図表5-2-6に示します。

構成市の汚水衛生処理率は、公共下水道への接続率の向上及び合併処理浄化槽の整備に伴い、着実に向上してきており、令和5年度の汚水衛生処理率は46.9%で、構成市の生活排水処理の状況は継続して向上しているものと言えますが、令和4年度の全国（88.0%）及び長崎県（81.6%）の汚水衛生処理率と比較をすると34.7～41.1ポイント下回っています。

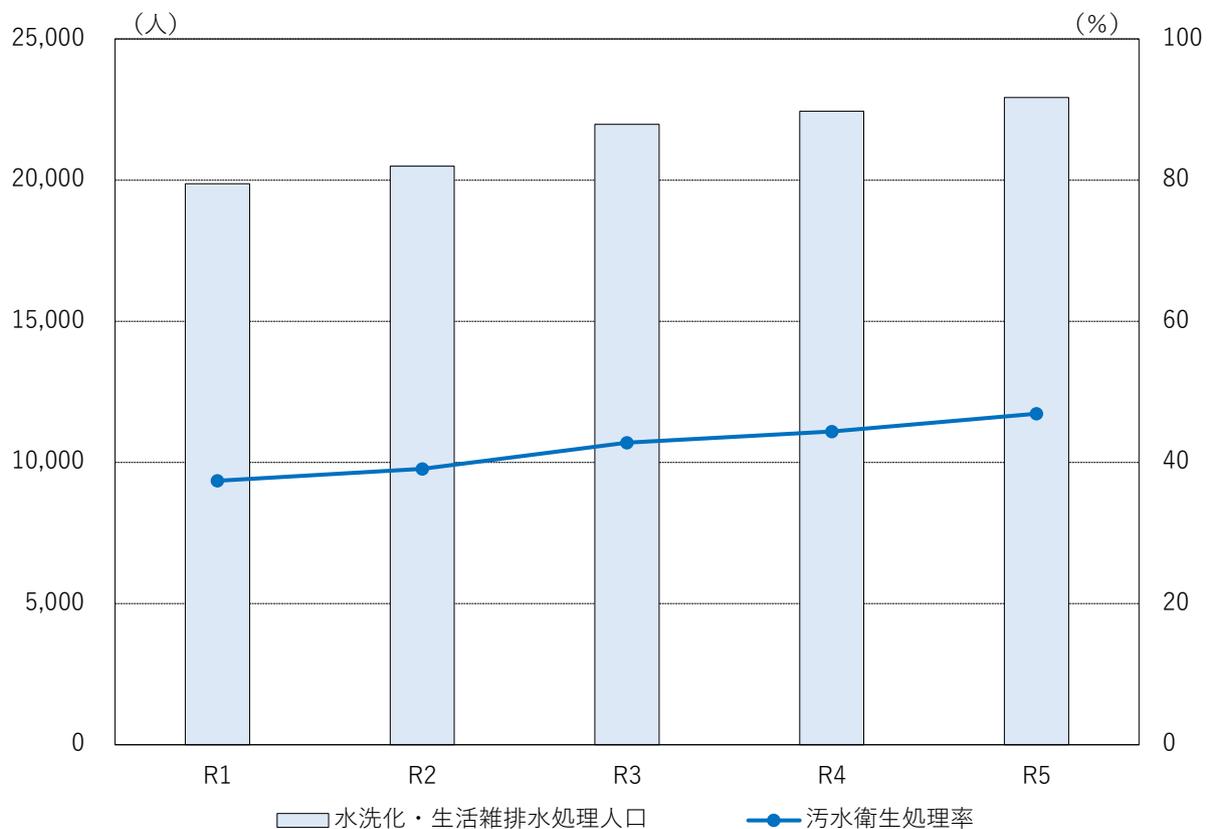
◆図表5 - 2 - 5 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の実績

項目	単位	年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口 (A)	人	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	19,869	20,492	21,970	22,441	22,926
公共下水道人口	人	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895
コミュニティ・プラント人口	人	253	245	251	267	275
合併処理浄化槽人口	人	14,980	15,573	16,700	17,159	17,648
集落排水処理人口	人	1,084	993	1,105	1,100	1,108
非水洗化・生活雑排水処理人口	人	33,219	31,934	29,370	28,088	25,945
単独処理浄化槽人口	人	1,923	1,858	1,872	1,872	1,639
計画収集人口	人	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306
汚水衛生処理率 (C=B/A)	%	37.4	39.1	42.8	44.4	46.9

※：汚水衛生処理率の算出には単独処理浄化槽人口を水洗化・生活雑排水処理人口に含めません。

出典：構成市統計データ

◆図表5 - 2 - 6 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の推移



【生活排水を適正に処理している人口】

生活排水を適正に処理している人口は、毎年、国などから発表されています。国からは、「適正に処理を行っている人口」の定義の違いにより、2種類の数字が発表されています。

1 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティ・プラント人口）／基本台帳人口×100

※：下水道、集落排水施設等処理人口は、供用開始されている区域の人口であり、実際に利用しているかは問いません。また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含みません。毎年8月ごろに、国土交通省、農林水産省及び環境省の連名で発表されています。

2 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティ・プラント人口）／（基本台帳人口＋外国人登録人口）×100

※：下水道処理人口及び集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口です。毎年3月ごろに、総務省から発表されています。

（2）し尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥の排出状況

構成市におけるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥（以下、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥をあわせて「浄化槽汚泥等」という。また、し尿及び浄化槽汚泥等をあわせて「し尿等」という。）の排出状況の推移等を図表5 - 2 - 7～図表5 - 2 - 9に示します。

ア し尿排出量

し尿排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、減少傾向にあります。なお、令和5年度は36,928kL/年で、令和元年度（39,378kL/年）に対して6.2%の減少（-2,450kL/年）となっています。

イ 浄化槽汚泥等排出量

浄化槽汚泥等排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。なお、令和5年度は20,935kL/年で、令和元年度（20,776kL/年）に対して0.8%の増加（+159kL/年）となっています。

ウ し尿等排出量

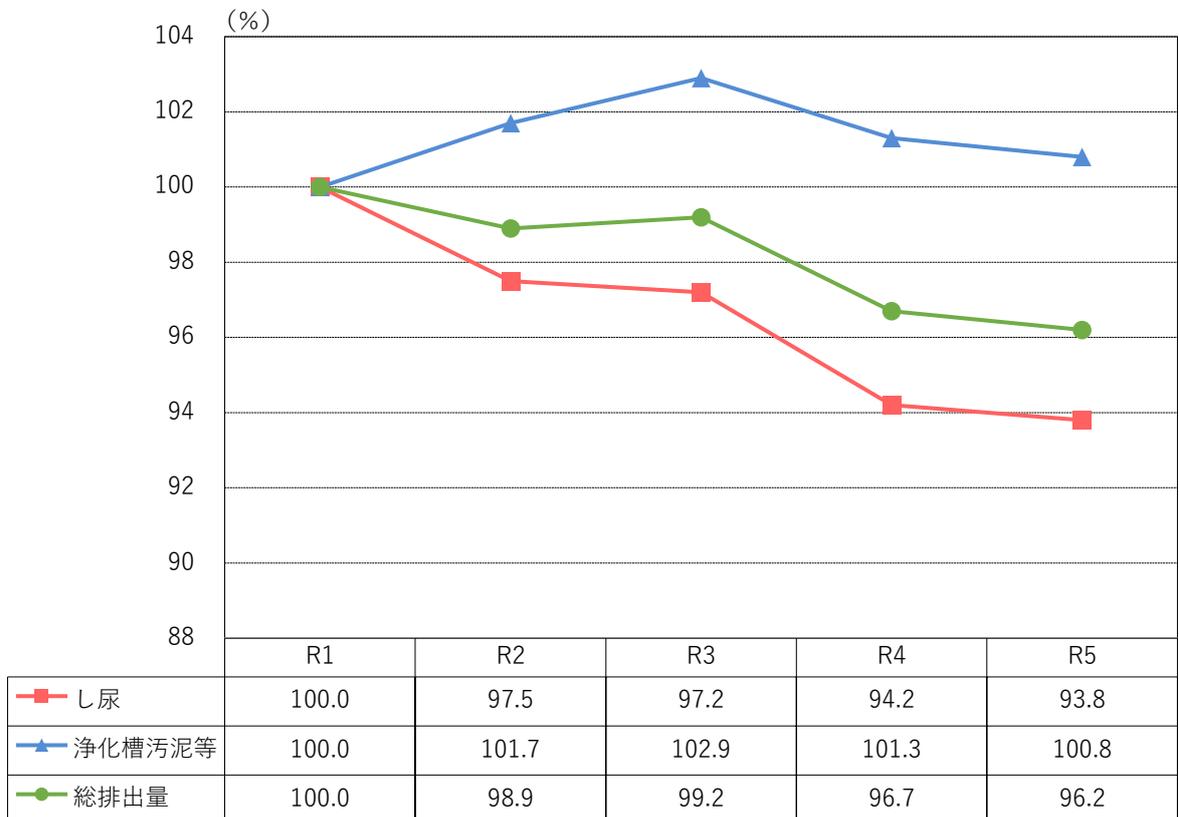
（ア）し尿等排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、令和3年度に増加していますが、経年的に減少傾向にあります。なお、令和5年度は57,863kL/年で、令和元年度（60,154kL/年）に対して3.8%の減少（-2,291kL/年）となっています。

（イ）し尿等排出量の内、令和5年度実績の排出割合はし尿が63.8%、浄化槽汚泥等が36.2%となっています。

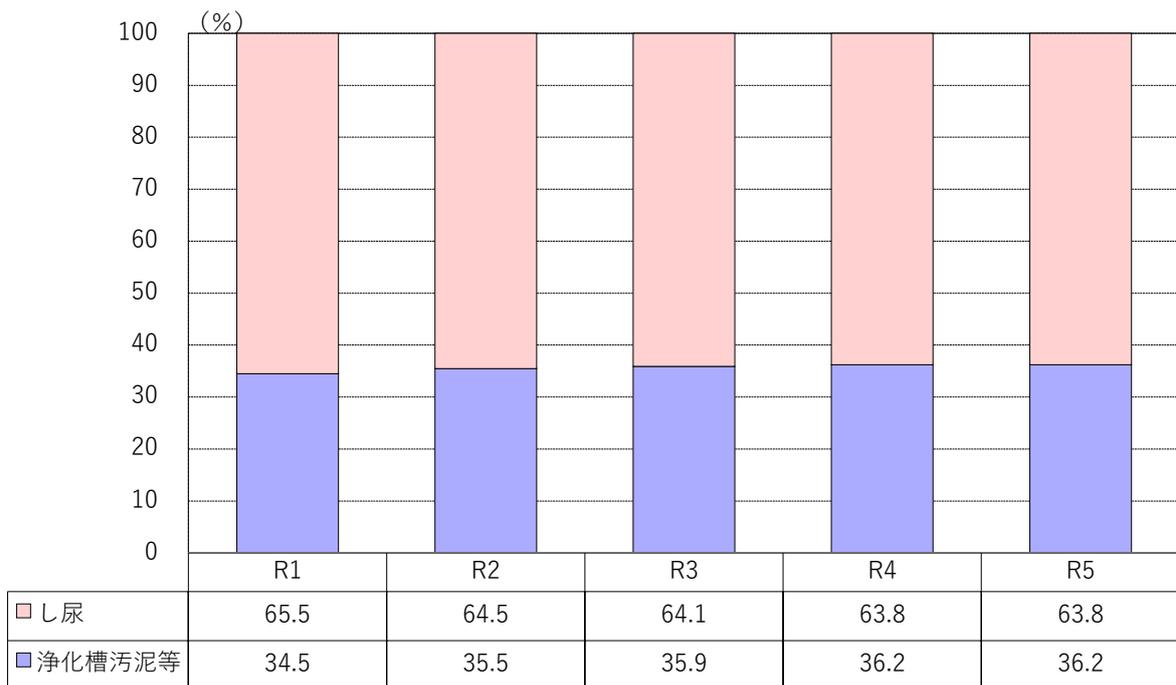
◆図表5 - 2 - 7 し尿等排出量の推移



◆図表5 - 2 - 8 し尿等排出量の経年変化



◆図表5 - 2 - 9 し尿等排出量の割合

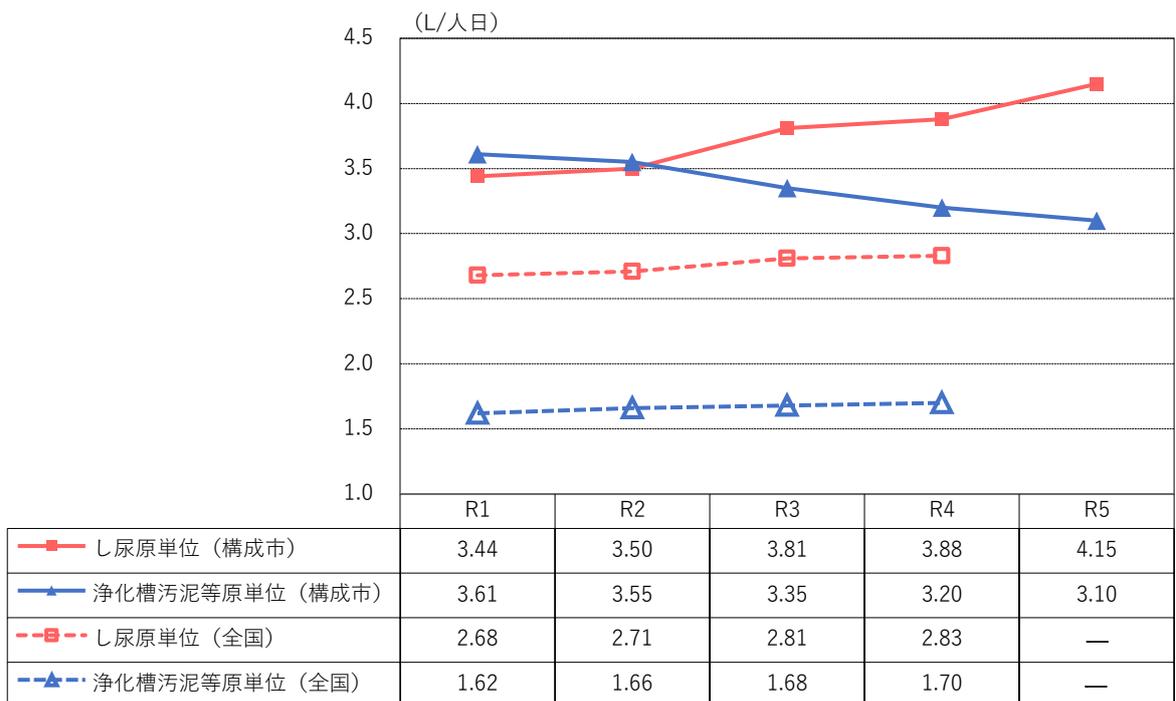


(3) し尿等の排出原単位の推移

し尿等の排出量の原単位の推移を図表5 - 2 - 10に示します。

構成市の排出原単位については、し尿が3.44~4.15L/人日、浄化槽汚泥等が3.10~3.61L/人日で推移しており、全国平均と比較するとし尿、浄化槽汚泥等とも高くなっています。

◆図表5 - 2 - 10 し尿等排出原単位の推移



5 - 3 生活排水処理の実績

1 し尿等の収集・運搬に関する状況

構成市で排出されるし尿等の収集・運搬に関する状況を図表5 - 3 - 1に示します。

◆図表5 - 3 - 1 し尿等の収集・運搬に関する状況

項目		平戸市	松浦市
収集・運搬体制	し尿	許可・委託	許可・委託
	浄化槽汚泥等	許可	許可
業者数	し尿	9社	3社
	浄化槽汚泥等	6社	3社

(令和6年3月現在)

2 中間処理の状況

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の概要を図表5 - 3 - 2に、公共下水道の概要を図表5 - 3 - 3に、コミュニティ・プラントの概要を図表5 - 3 - 4に、集落排水処理施設の概要を図表5 - 3 - 5に、中間処理施設位置図を図表5 - 3 - 6に示します。

構成市で発生するし尿等は、本組合が管理・運営する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）、平戸市が管理・運営しているコミュニティ・プラント及び農業集落排水施設、松浦市が管理・運営している公共下水道及び漁業集落排水施設で処理しています。

◆図表5 - 3 - 2 北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の概要

項目	内容
施設の名称	北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）
施設所管	北松北部環境組合
所在地	長崎県平戸市田平町下寺免1318番地
稼動開始	平成17年4月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥等：148kL/日、生ごみ：5t/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理、資源化处理
放流先	海域
汚泥処理	肥料化

◆図表5 - 3 - 3 公共下水道の概要

項目	内容
処理区名	松浦処理区
施設所管	松浦市
供用開始年度	平成19年度（平成20年3月31日）
計画人口	11,070人
終末処理場	松浦水きよら館
計画能力	6,100m ³ /日最大
水処理方式	標準活性汚泥法（オキシデーションディッチ法）
処理系列	3系列

◆図表5 - 3 - 4 コミュニティ・プラントの概要

項目	内容
処理区名	馬の元地区
施設所管	平戸市
稼動開始年度	平成7年4月
計画人口	1,030人
処理対象	生活排水
処理能力	380m ³ /日
処理方式	長時間曝気方式

◆図表5 - 3 - 5 集落排水施設の概要

項目	内容		
処理区名	御崎地区	鍋串地区	阿翁浦漁港
施設所管	平戸市	松浦市	松浦市
稼動開始年月	平成14年6月	平成12年8月	平成16年4月
計画人口	390人	265人	1,007人
処理能力	106m ³ /日	209m ³ /日	635m ³ /日
処理方式	連続流入間欠曝気方式	接触曝気法	長時間曝気法
項目	内容		
処理区名	日比地区	殿ノ浦漁港	船唐津漁港
施設所管	松浦市	松浦市	松浦市
稼動開始年月	平成19年3月	平成19年3月	平成19年3月
計画人口	87人	156人	109人
処理能力	32m ³ /日	59m ³ /日	31m ³ /日
処理方式	接触曝気法	接触曝気法	接触曝気法

◆図表5 - 3 - 6 中間処理施設位置図



5 - 4 課題の抽出

構成市における生活排水処理に関する課題事項は以下のとおりです。

これまで実施してきた公共下水道、集落排水整備事業及び浄化槽設置整備事業（補助対象事業）等により、公共用水域の水質は改善傾向にあります。依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が懸念されます。

よって、さらに改善を進めるためには、公共下水道及び集落排水施設への接続率の向上と合併処理浄化槽の普及促進等を図る必要があります。

1 汚水衛生処理率の向上

構成市の汚水衛生処理率は、公共下水道や集落排水整備事業及び合併処理浄化槽の設置補助等により、令和元年度では37.4%でしたが、令和5年度には46.9%と生活排水の適正処理が進んでいます。

しかし、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、令和5年度実績で行政区域内人口の53.1%にあたる25,945人が、未処理のまま放流しているのが現状です。これについては、し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させる必要があります。

また、令和5年度における構成市の汚水衛生処理率は46.9%に達していますが、全国（88.0%）の実績値を下回っています。

よって、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するための公共下水道区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、集落排水事業等の集合処理あるいは合併処理浄化槽による個別処理があります。

地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を考慮し、集落排水処理施設への接続率の向上と合併処理浄化槽等の普及を推進します。

2 公共下水道整備事業

構成市のうち、松浦市では公共下水道整備事業を実施しています。公共下水道整備事業着手以降、着実に整備を進めてはいますが、社会経済情勢を考慮し、方向性を見極めながら下水道の整備区域や排水設備の接続世帯の拡大を図る必要があります。

3 集落排水事業

構成市のうち、平戸市では農業集落排水事業を、松浦市では漁業集落排水事業を実施しています。公共下水道整備事業と同様に、未接続世帯において早期の接続が必要であるため、接続率を向上させるように啓発を進め、接続世帯の拡大を図る必要があります。

4 合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、新設または汲み取り・単独処理浄化槽からの切り換えなどに対し補助金を交付しています。引き続き汚水衛生処理率の向上のために、合併処理浄化槽の支援制度を継続していきます。

5 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

6 浄化槽の適正管理の啓発

構成市を流れる河川の水質は良好に維持されていますが、今後も引き続き住民や事業者が浄化槽の定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

また、浄化槽においては、浄化槽法第7条と第11条に基づく法定検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられていますが、維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題となっています。

よって、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の正確な把握と、所有者に対し、適正な維持管理を行うよう指導を行います。

7 し尿等処理に関する課題

(1) し尿等排出量の変動への対応

構成市における令和5年度の排出量実績は、し尿等排出量が57,863kL/年（し尿：36,928kL/年、浄化槽汚泥等：20,935kL/年）となっており、経年的には減少傾向となっています。一方、浄化槽汚泥等混入率は増加傾向となっており、令和5年度の浄化槽汚泥等混入率は36.2%となっています。

本組合では、平成29～30年度の基幹的設備改良工事の際に、前脱水設備を導入しており、搬入し尿等の質的・量的変動に対応できる処理システムとなっています。

(2) 収集・運搬

し尿搬入量は経年的に減少傾向となっており、浄化槽汚泥等搬入量は令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。

将来的には公共下水道や集落排水施設への接続率向上、構成市における人口減少等に伴い、し尿等の排出量は減少する傾向となることが想定されるため、今後の排出状況を鑑みた収集・運搬のあり方を検討していく必要があります。

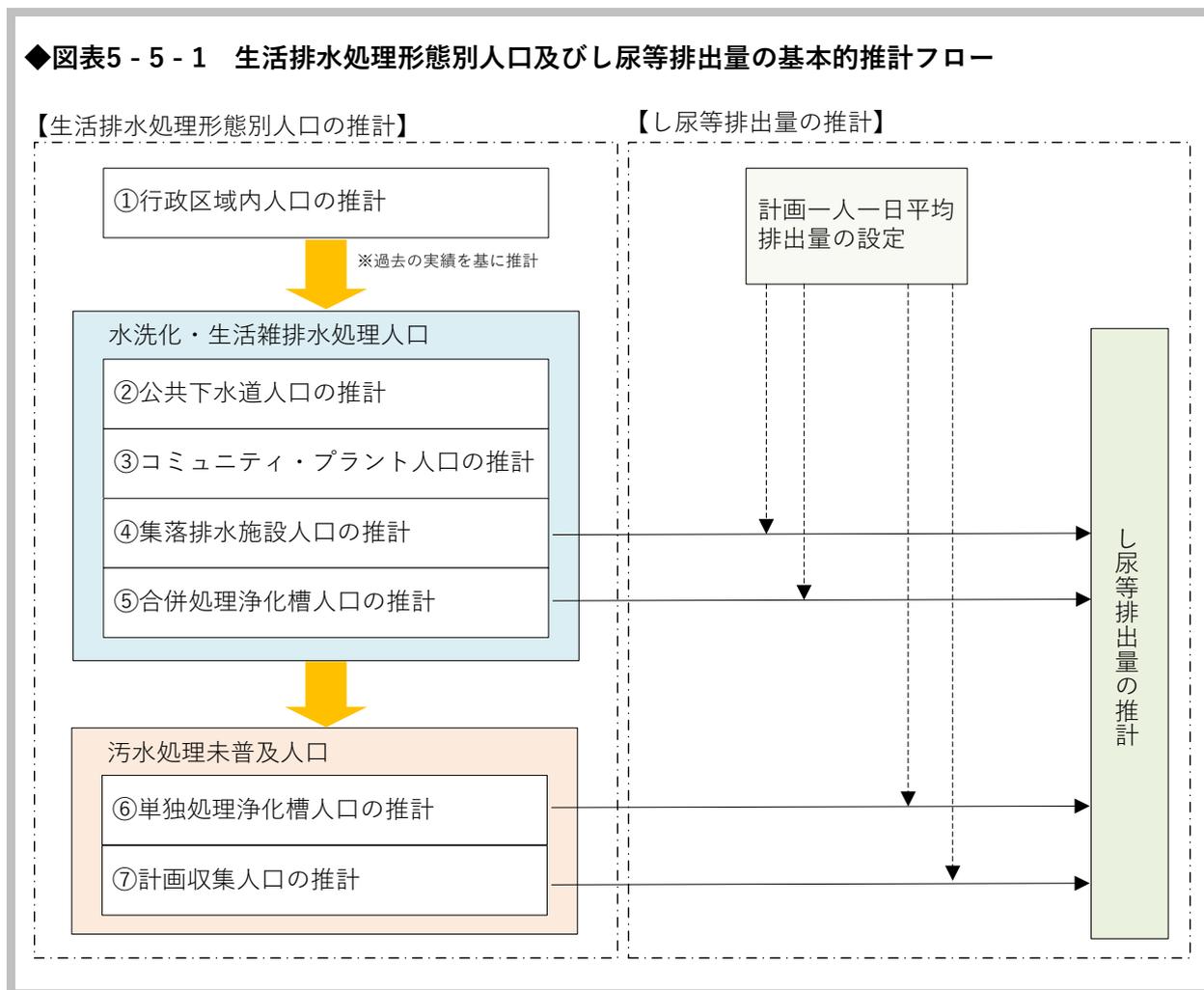
(3) 北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の維持管理

し尿等を処理する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は供用開始後18年を経過し、平成29～30年度には基幹的設備改良事業を実施し、耐用年数を迎えた機器の大部分の更新を行っており、施設の安定稼働に努めているところです。

しかしながら、今後は合併処理浄化槽が普及していくことにより、合併処理浄化槽汚泥の排出量が現状よりも更に増加していくため、し尿と浄化槽汚泥等の割合を考慮し、適正に処理を行う必要があります。北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は構成市内全戸に公共下水道が敷設されない限り必要な施設であることから、処理の安定性や安全性を確保するとともに、構成市の財政状況や下水道の整備状況等も踏まえ、経済的かつ効率的な方法を検討します。

5 - 5 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計

生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の基本的な推計方法を図表5 - 5 - 1に示します。



1 生活排水処理形態別人口方法

本計画における生活排水処理形態別人口の推計については、過去の人口動態に基づく傾向線を基本としますが、合併処理浄化槽人口、公共下水道人口、コミュニティ・プラント人口及び集落排水施設人口については、処理施設整備事業計画等がある場合には、計画における予測値を優先することとします。予測期間は目標年度である令和16年度までとします。

推計方法は構成市の計画及び過去5年間（令和元～5年度）の実績値等を基に行いました。

2 生活排水処理形態別人口の推計

(1) 平戸市

平戸市の生活排水処理形態別人口の推計結果を図表5-5-2、推移を図表5-5-3に示します。

平戸市ではコミュニティ・プラント人口、農業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び計画収集人口の生活排水処理形態別人口区分となっています。

それぞれの推計方法を以下に示します。

ア コミュニティ・プラント人口

コミュニティ・プラント人口については、今後、整備予定がないことから、5つの推計式を用いずに、令和5年度の行政区域内人口に対するコミュニティ・プラント人口の割合を各年度の行政区域人口に乗じた値を推計値としました。

イ 農業集落排水処理人口

農業集落排水処理人口については、すでに整備は終了していることから、推計式を用いずに、令和5年度の行政区域内人口に対する農業集落排水処理人口の割合を各年度の行政区域人口に乗じた値を推計値としました。

ウ 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口については、汚水衛生処理率が令和16年度で62.0%となるよう算出しました。

エ 単独処理浄化槽人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する単独処理浄化槽人口の比率を各年度の行政区域内人口からコミュニティ・プラント人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

オ 計画収集人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する計画収集人口の比率を各年度の行政区域内人口からコミュニティ・プラント人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

◆図表5 - 5 - 2 平戸市の生活排水処理形態別人口の推計結果

実績

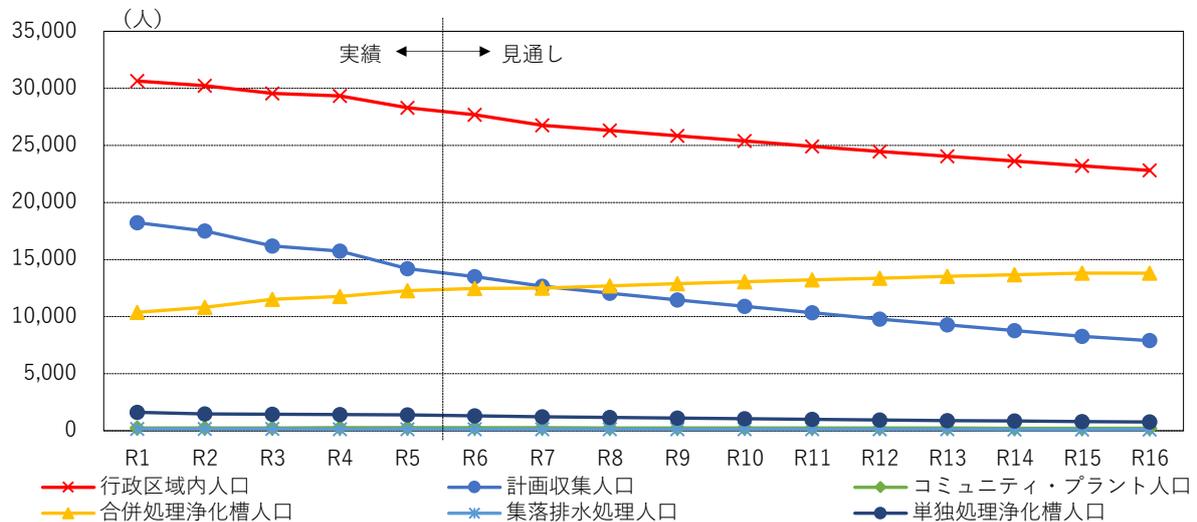
項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	30,641	30,221	29,564	29,347	28,290
計画処理区域内人口	人	30,641	30,221	29,564	29,347	28,290
非水洗化人口	人	18,232	17,519	16,186	15,733	14,201
計画収集人口	人	18,232	17,519	16,186	15,733	14,201
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	12,409	12,702	13,378	13,614	14,089
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント人口	人	253	245	251	267	275
浄化槽人口	人	12,156	12,457	13,127	13,347	13,814
合併処理浄化槽人口	人	10,378	10,830	11,524	11,773	12,288
集落排水処理人口	人	161	151	153	140	142
農業集落排水処理人口	人	161	151	153	140	142
漁業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	1,617	1,476	1,450	1,434	1,384
汚水衛生処理率	%	35.2	37.1	40.3	41.5	44.9

見通し

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
行政区域内人口	人	27,686	26,778	26,314	25,850	25,386
計画処理区域内人口	人	27,686	26,778	26,314	25,850	25,386
非水洗化人口	人	13,497	12,664	12,061	11,471	10,895
計画収集人口	人	13,497	12,664	12,061	11,471	10,895
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	14,189	14,114	14,253	14,379	14,491
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント人口	人	269	260	256	251	247
浄化槽人口	人	13,920	13,854	13,997	14,128	14,244
合併処理浄化槽人口	人	12,466	12,486	12,690	12,880	13,055
集落排水処理人口	人	139	134	132	130	127
農業集落排水処理人口	人	139	134	132	130	127
漁業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	1,315	1,234	1,175	1,118	1,062
汚水衛生処理率	%	46.5	48.1	49.7	51.3	52.9

項目	単位	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	人	24,922	24,457	24,045	23,633	23,221	22,809
計画処理区域内人口	人	24,922	24,457	24,045	23,633	23,221	22,809
非水洗化人口	人	10,333	9,784	9,268	8,765	8,273	7,897
計画収集人口	人	10,333	9,784	9,268	8,765	8,273	7,897
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	14,589	14,673	14,777	14,868	14,948	14,912
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント人口	人	242	238	234	230	226	222
浄化槽人口	人	14,347	14,435	14,543	14,638	14,722	14,690
合併処理浄化槽人口	人	13,215	13,359	13,519	13,665	13,799	13,806
集落排水処理人口	人	125	123	121	119	117	114
農業集落排水処理人口	人	125	123	121	119	117	114
漁業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	1,007	953	903	854	806	770
汚水衛生処理率	%	54.5	56.1	57.7	59.3	60.9	62.0

◆図表5 - 5 - 3 平戸市の生活排水処理形態別人口の推移



(2) 松浦市

松浦市の生活排水処理形態別人口の推計結果を図表5-5-4、推移を図表5-5-5に示します。

松浦市では公共下水道人口、漁業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び計画収集人口の生活排水処理形態別人口区分となっています。

それぞれの推計方法を以下に示します。

ア 公共下水道人口

公共下水道人口については、20人/年増加するものとして算出しました。

イ 漁業集落排水処理人口

漁業集落排水処理人口については、すでに整備は終了していることから、推計式を用いずに、令和5年度の行政区域内人口に対する漁業集落排水処理人口の割合を各年度の行政区域人口に乗じた値を推計値としました。

ウ 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽処理人口については、汚水衛生処理率が令和16年度で70.0%となるよう算出しました。

エ 単独処理浄化槽人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する単独処理浄化槽人口の比率を各年度の行政区域内人口から公共下水道人口、漁業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

オ 計画収集人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する計画収集人口の比率を各年度の行政区域内人口から公共下水道人口、漁業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

◆図表5 - 5 - 4 松浦市の生活排水処理形態別人口の推計結果

実績

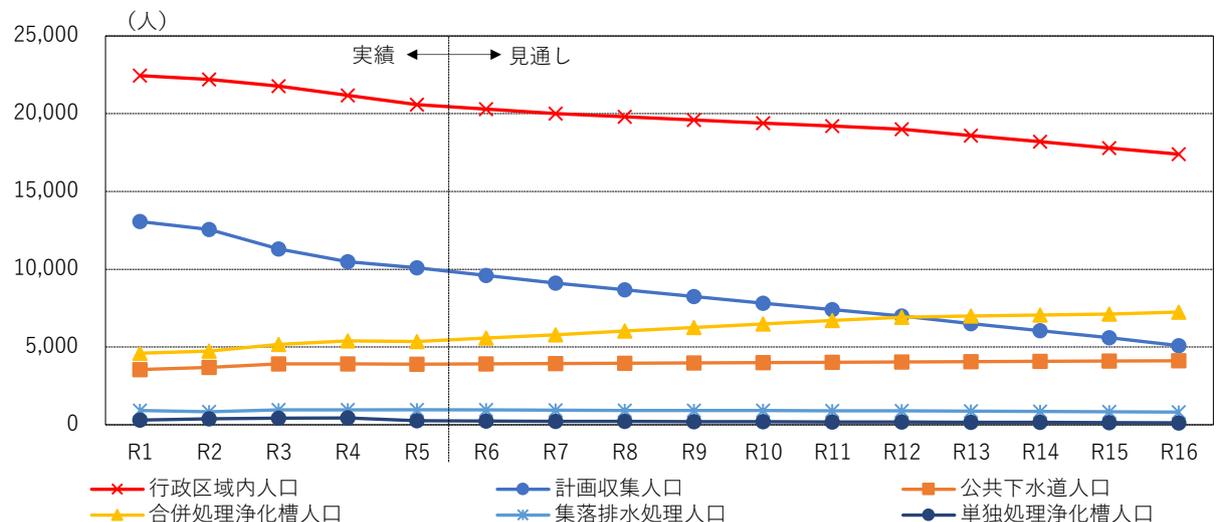
項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581
計画処理区域内人口	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581
非水洗化人口	人	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105
計画収集人口	人	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	9,383	9,648	10,464	10,699	10,476
公共下水道人口	人	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	5,831	5,967	6,550	6,784	6,581
合併処理浄化槽人口	人	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360
集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966
単独処理浄化槽人口	人	306	382	422	438	255
汚水衛生処理率	%	40.4	41.7	46.1	48.4	49.7

見通し

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
行政区域内人口	人	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400
計画処理区域内人口	人	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400
非水洗化人口	人	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815
計画収集人口	人	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	10,692	10,890	11,129	11,360	11,585
公共下水道人口	人	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	6,777	6,955	7,174	7,385	7,590
合併処理浄化槽人口	人	5,583	5,786	6,026	6,257	6,482
集落排水処理人口	人	952	939	929	920	911
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	952	939	929	920	911
単独処理浄化槽人口	人	242	230	219	208	197
汚水衛生処理率	%	51.5	53.3	55.1	56.9	58.7

項目	単位	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	人	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
計画処理区域内人口	人	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
非水洗化人口	人	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092
計画収集人口	人	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	11,803	12,013	12,087	12,147	12,193	12,308
公共下水道人口	人	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	7,788	7,978	8,032	8,072	8,098	8,193
合併処理浄化槽人口	人	6,700	6,910	6,995	7,065	7,121	7,248
集落排水処理人口	人	901	892	873	854	835	817
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	901	892	873	854	835	817
単独処理浄化槽人口	人	187	176	164	153	142	128
汚水衛生処理率	%	60.5	62.3	64.1	65.9	67.7	70.0

◆図表5 - 5 - 5 松浦市の生活排水処理形態別人口の推移



(3) 構成市

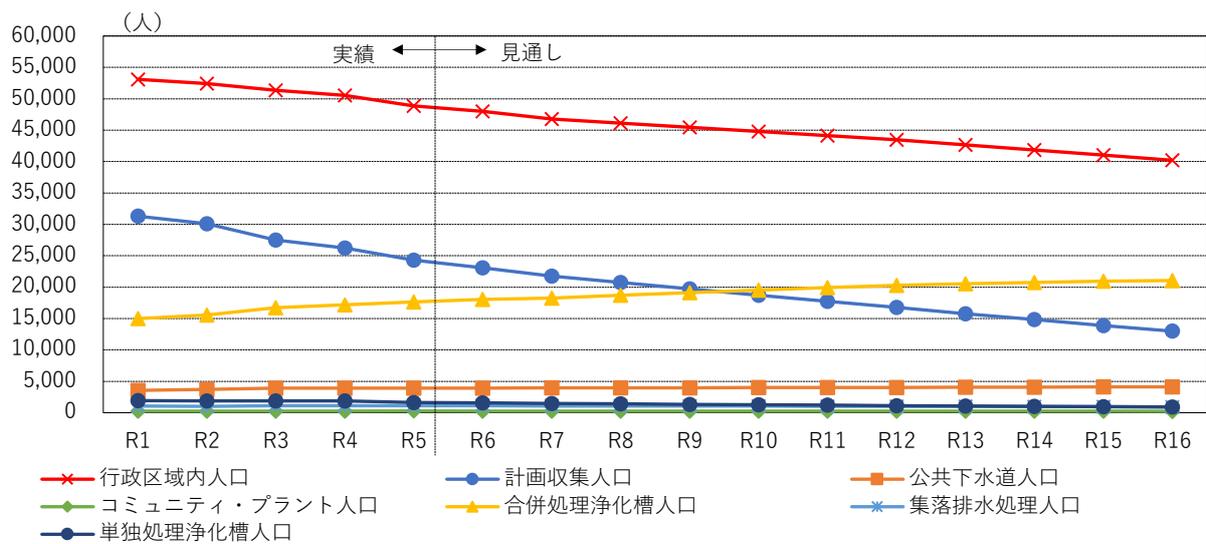
構成市の生活排水処理形態別人口の推計結果を図表5-5-6、推移を図表5-5-7に示します。

構成市の行政区域内人口及び生活排水処理形態別人口は平戸市及び松浦市の生活排水処理形態別人口を合計した値になります。

◆図表5-5-6 構成市の行政区域内人口及び生活排水処理形態別人口の推計結果

実績							
項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	
行政区域内人口	人	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	
計画処理区域内人口	人	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	
非水洗化人口	人	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	
計画収集人口	人	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	21,792	22,350	23,842	24,313	24,565	
公共下水道人口	人	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	
コミュニティ・プラント人口	人	253	245	251	267	275	
浄化槽人口	人	17,987	18,424	19,677	20,131	20,395	
合併処理浄化槽人口	人	14,980	15,573	16,700	17,159	17,648	
集落排水処理人口	人	1,084	993	1,105	1,100	1,108	
農業集落排水処理人口	人	161	151	153	140	142	
漁業集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966	
単独処理浄化槽人口	人	1,923	1,858	1,872	1,872	1,639	
汚水衛生処理率	%	37.4	39.1	42.8	44.4	46.9	
見通し							
項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10	
行政区域内人口	人	47,977	46,778	46,114	45,450	44,786	
計画処理区域内人口	人	47,977	46,778	46,114	45,450	44,786	
非水洗化人口	人	23,096	21,774	20,732	19,711	18,710	
計画収集人口	人	23,096	21,774	20,732	19,711	18,710	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	24,881	25,004	25,382	25,739	26,076	
公共下水道人口	人	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995	
コミュニティ・プラント人口	人	269	260	256	251	247	
浄化槽人口	人	20,697	20,809	21,171	21,513	21,834	
合併処理浄化槽人口	人	18,049	18,272	18,716	19,137	19,537	
集落排水処理人口	人	1,091	1,073	1,061	1,050	1,038	
農業集落排水処理人口	人	139	134	132	130	127	
漁業集落排水処理人口	人	952	939	929	920	911	
単独処理浄化槽人口	人	1,557	1,464	1,394	1,326	1,259	
汚水衛生処理率	%	48.6	50.3	52.0	53.7	55.4	
項目	単位	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	人	44,122	43,457	42,645	41,833	41,021	40,209
計画処理区域内人口	人	44,122	43,457	42,645	41,833	41,021	40,209
非水洗化人口	人	17,730	16,771	15,781	14,818	13,880	12,989
計画収集人口	人	17,730	16,771	15,781	14,818	13,880	12,989
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	26,392	26,686	26,864	27,015	27,141	27,220
公共下水道人口	人	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115
コミュニティ・プラント人口	人	242	238	234	230	226	222
浄化槽人口	人	22,135	22,413	22,575	22,710	22,820	22,883
合併処理浄化槽人口	人	19,915	20,269	20,514	20,730	20,920	21,054
集落排水処理人口	人	1,026	1,015	994	973	952	931
農業集落排水処理人口	人	125	123	121	119	117	114
漁業集落排水処理人口	人	901	892	873	854	835	817
単独処理浄化槽人口	人	1,194	1,129	1,067	1,007	948	898
汚水衛生処理率	%	57.1	58.8	60.5	62.2	63.9	65.5

◆図表5 - 5 - 7 構成市の生活排水処理形態別人口の推移



3 し尿等排出量の推計

(1) 推計方法

し尿等排出量は人口の変動の他、集合処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及等の行政施策によって変動します。

ここでは、先に予測した生活排水処理形態別人口を基に将来のし尿等排出量を推計するものとします。

(2) し尿等の原単位

構成市ごとの過去3年間(令和3~5年度)のし尿等排出量の実績より算出した原単位を図表5 - 5 - 8、図表5 - 5 - 9に示します。

◆図表5 - 5 - 8 平戸市のし尿等原単位

項目	単位	R3	R4	R5	平均	最大
し尿	L/人日	3.68	3.67	4.01	3.79	4.01
単独浄化槽汚泥		1.92	2.18	2.13	2.08	2.18
合併処理浄化槽汚泥		2.94	2.90	2.73	2.86	2.94
集落排水汚泥		5.77	6.58	5.77	6.04	6.58

◆図表5 - 5 - 9 松浦市のし尿等原単位

項目	単位	R3	R4	R5	平均	最大
し尿	L/人日	4.01	4.19	4.34	4.18	4.34
単独浄化槽汚泥		0.76	0.53	1.01	0.77	1.01
合併処理浄化槽汚泥		3.70	3.27	3.35	3.44	3.70
集落排水汚泥		0.95	0.94	0.93	0.94	0.95

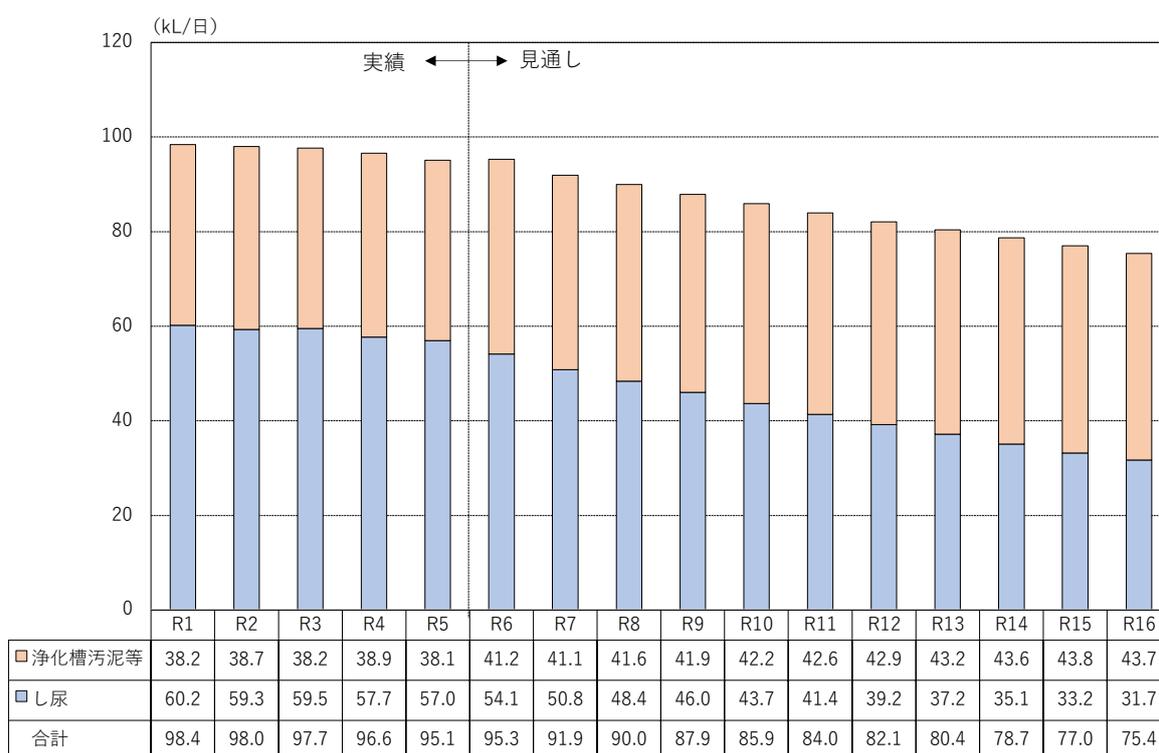
(3) 将来のし尿等排出量

ア 平戸市

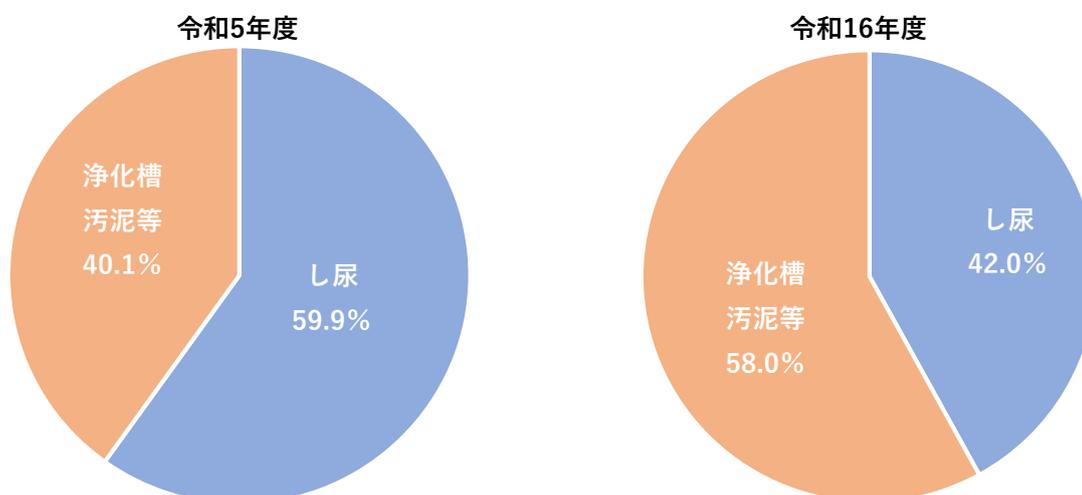
平戸市の将来のし尿等排出量の推移等を図表5-5-10～図表5-5-12に示します。
 計画目標年度（令和16年度）におけるし尿等排出量は75.4kL/日（し尿：31.7kL/日、
 浄化槽汚泥等：43.7kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和16年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥等の割合が58.0%まで増加する結果となっています。

◆図表5-5-10 平戸市のし尿等排出量の推移



◆図表5-5-11 平戸市の令和5年度及び令和16年度のし尿等の割合



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

◆図表5-5-12 平戸市のし尿等排出量の実績及び見通し

項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	推計方法
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
			実績							見通し									
行政区域内人口	人	a	30,641	30,221	29,564	29,347	28,290	27,686	26,778	26,314	25,850	25,386	24,922	24,457	24,045	23,633	23,221	22,809	推計式
計画処理区域内人口	人	b	30,641	30,221	29,564	29,347	28,290	27,686	26,778	26,314	25,850	25,386	24,922	24,457	24,045	23,633	23,221	22,809	c+f
非水洗化人口	人	c	18,232	17,519	16,186	15,733	14,201	13,497	12,664	12,061	11,471	10,895	10,333	9,784	9,268	8,765	8,273	7,897	d+e
計画収集人口	人	d	18,232	17,519	16,186	15,733	14,201	13,497	12,664	12,061	11,471	10,895	10,333	9,784	9,268	8,765	8,273	7,897	R5の比率で按分
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	f	12,409	12,702	13,378	13,614	14,089	14,189	14,114	14,253	14,379	14,491	14,589	14,673	14,777	14,868	14,948	14,912	g+h+i
公共下水道人口	人	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
コミュニティ・プラント人口	人	h	253	245	251	267	275	269	260	256	251	247	242	238	234	230	226	222	R5の行政区域内人口に対する比率
浄化槽人口	人	i	12,156	12,457	13,127	13,347	13,814	13,920	13,854	13,997	14,128	14,244	14,347	14,435	14,543	14,638	14,722	14,690	j+k+n
合併処理浄化槽人口	人	j	10,378	10,830	11,524	11,773	12,288	12,466	12,486	12,690	12,880	13,055	13,215	13,359	13,519	13,665	13,799	13,806	推計
集落排水処理人口	人	k	161	151	153	140	142	139	134	132	130	127	125	123	121	119	117	114	l+m
農業集落排水処理人口	人	l	161	151	153	140	142	139	134	132	130	127	125	123	121	119	117	114	R5の行政区域内人口に対する比率
漁業集落排水処理人口	人	m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
単独処理浄化槽人口	人	n	1,617	1,476	1,450	1,434	1,384	1,315	1,234	1,175	1,118	1,062	1,007	953	903	854	806	770	R5の比率で按分
総排出量	kL/年	o	35,988	35,742	35,676	35,268	34,801	34,801	33,518	32,797	32,170	31,370	30,666	29,964	29,412	28,706	28,081	27,498	p+q+t
し尿	kL/年	p	22,019	21,630	21,723	21,066	20,862	19,755	18,536	17,653	16,836	15,946	15,124	14,320	13,602	12,829	12,109	11,558	$x \times d \div 365 \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/年	q	13,656	13,784	13,631	13,866	13,639	14,712	14,660	14,827	15,021	15,119	15,242	15,349	15,519	15,591	15,691	15,666	r+s
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	r	1,341	1,181	1,015	1,142	1,080	1,046	982	935	892	845	801	758	720	680	641	613	$z \times n \times 365 \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	s	12,315	12,603	12,616	12,724	12,559	13,666	13,678	13,892	14,129	14,274	14,441	14,591	14,799	14,911	15,050	15,053	$aa \times (h+j) \times 365 \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/年	t	313	328	322	336	300	334	322	317	313	305	300	295	291	286	281	274	$ab \times k \times 365 \div 1,000$
割合	%	u	61.2	60.5	60.9	59.7	59.9	56.8	55.3	53.8	52.3	50.8	49.3	47.8	46.2	44.7	43.1	42.0	$p \div o \times 100$
浄化槽汚泥等	%	v	38.8	39.5	39.1	40.3	40.1	43.2	44.7	46.2	47.7	49.2	50.7	52.2	53.8	55.3	56.9	58.0	100-u
排出原単位 [※]	L/人日	w	3.21	3.24	3.31	3.29	3.36	3.44	3.43	3.41	3.40	3.39	3.37	3.36	3.34	3.33	3.31	3.30	$o \div b \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	x	3.30	3.38	3.68	3.67	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
浄化槽汚泥	L/人日	y	3.05	3.01	2.82	2.82	2.67	2.87	2.87	2.88	2.88	2.88	2.89	2.89	2.89	2.90	2.90	2.90	$q \div (h+i-k) \div 365 \times 1,000$
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	z	2.27	2.19	1.92	2.18	2.13	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	aa	3.17	3.12	2.94	2.90	2.73	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	2.94	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
集落排水汚泥	L/人日	ab	5.31	5.95	5.77	6.58	5.77	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	6.58	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
日平均排出量	kL/日	ac	98.4	98.0	97.7	96.6	95.1	95.3	91.9	90.0	87.9	85.9	84.0	82.1	80.4	78.7	77.0	75.4	ad+ae+ah
し尿	kL/日	ad	60.2	59.3	59.5	57.7	57.0	54.1	50.8	48.4	46.0	43.7	41.4	39.2	37.2	35.1	33.2	31.7	$x \times d \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/日	ae	37.3	37.8	37.3	38.0	37.3	40.3	40.2	40.7	41.0	41.4	41.8	42.1	42.4	42.8	43.0	42.9	af+ag
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	af	3.7	3.2	2.8	3.1	3.0	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	$z \times n \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	ag	33.6	34.5	34.6	34.9	34.3	37.4	37.5	38.1	38.6	39.1	39.6	40.0	40.4	40.9	41.2	41.2	$aa \times (h+j) \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/日	ah	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	$ab \times k \div 1,000$
汚水衛生処理率	%	ai	35.2	37.1	40.3	41.5	44.9	46.5	48.1	49.7	51.3	52.9	54.5	56.1	57.7	59.3	60.9	62.0	$(f-n) \div a \times 100$

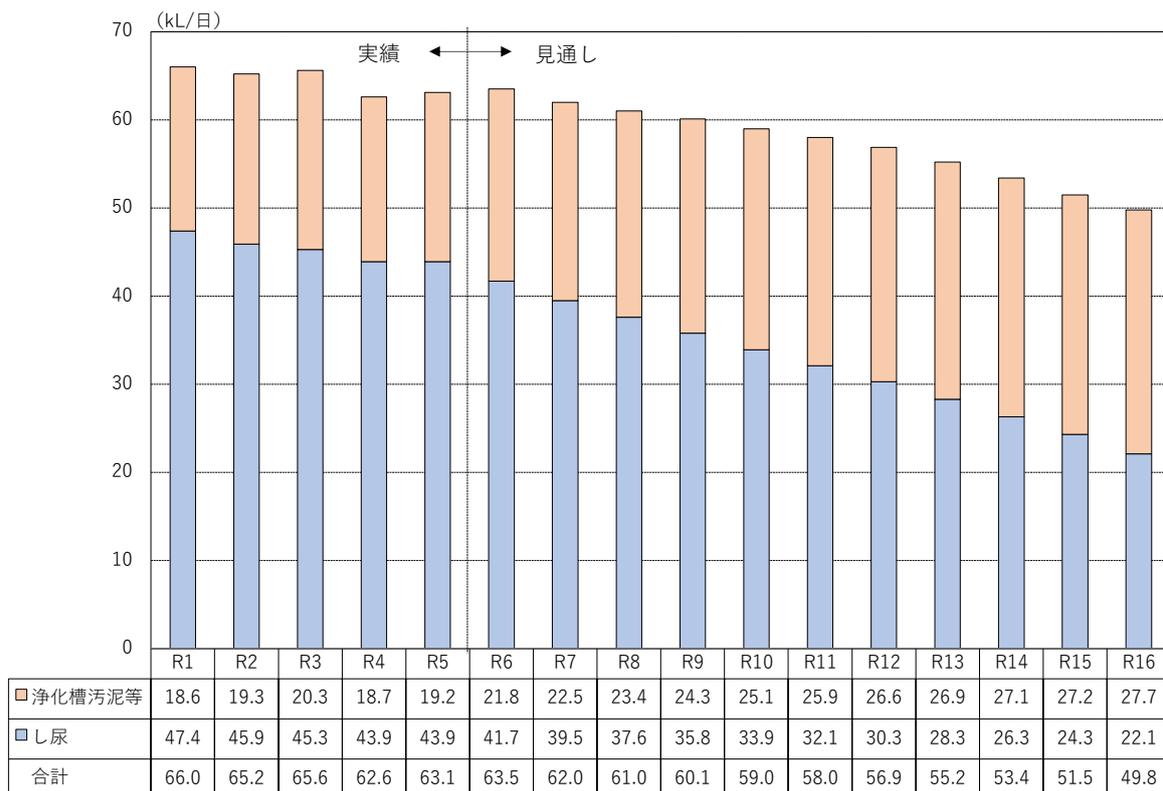
イ 松浦市

松浦市の将来のし尿等排出量の推移等を図表5 - 5 - 13～図表5 - 5 - 15に示します。

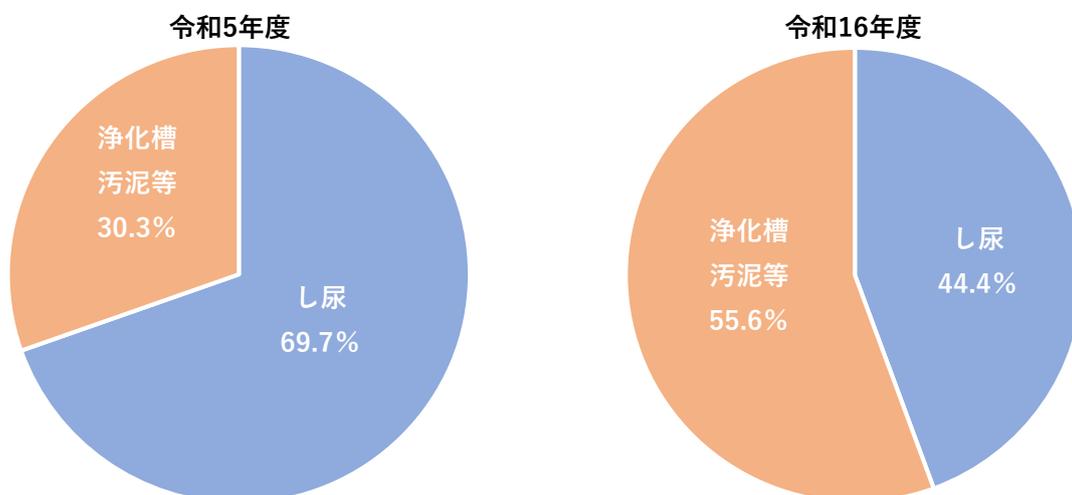
計画目標年度（令和16年度）におけるし尿等排出量は49.8kL/日（し尿：22.1kL/日、浄化槽汚泥等：27.7kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和16年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥等の割合が55.6%まで増加する結果となっています。

◆図表5 - 5 - 13 松浦市のし尿等排出量の推移



◆図表5 - 5 - 14 松浦市の令和5年度及び令和16年度のし尿等の割合



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

◆図表5 - 5 - 15 松浦市のし尿等排出量の実績及び見通し

項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	推計方法
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
			実績							見通し									
行政区域内人口	人	a	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	推計式
計画処理区域内人口	人	b	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	c+f
非水洗化人口	人	c	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092	d+e
計画収集人口	人	d	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092	R5の比率で按分
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	f	9,383	9,648	10,464	10,699	10,476	10,692	10,890	11,129	11,360	11,585	11,803	12,013	12,087	12,147	12,193	12,308	g+h+i
公共下水道人口	人	g	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115	推計
コミュニティ・プラント人口	人	h	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽人口	人	i	5,831	5,967	6,550	6,784	6,581	6,777	6,955	7,174	7,385	7,590	7,788	7,978	8,032	8,072	8,098	8,193	j+k+n
合併処理浄化槽人口	人	j	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360	5,583	5,786	6,026	6,257	6,482	6,700	6,910	6,995	7,065	7,121	7,248	推計
集落排水処理人口	人	k	923	842	952	960	966	952	939	929	920	911	901	892	873	854	835	817	l+m
農業集落排水処理人口	人	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
漁業集落排水処理人口	人	m	923	842	952	960	966	952	939	929	920	911	901	892	873	854	835	817	R5の行政区域内人口に対する比率
単独処理浄化槽人口	人	n	306	382	422	438	255	242	230	219	208	197	187	176	164	153	142	128	R5の比率で按分
総排出量	kL/年	o	24,166	23,772	23,970	22,877	23,062	23,165	22,656	22,277	21,959	21,523	21,147	20,774	20,184	19,482	18,841	18,184	p+q+t
し尿	kL/年	p	17,359	16,755	16,538	16,032	16,066	15,206	14,431	13,736	13,089	12,380	11,718	11,068	10,346	9,589	8,882	8,066	$x \times d \div 365 \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/年	q	6,477	6,687	7,102	6,515	6,666	7,629	7,899	8,219	8,550	8,827	9,117	9,397	9,534	9,597	9,669	9,835	r+s
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	r	77	167	117	84	94	89	85	81	77	73	69	65	61	56	52	47	$z \times n \div 365 \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	s	6,400	6,520	6,985	6,431	6,572	7,540	7,814	8,138	8,473	8,754	9,048	9,332	9,473	9,541	9,617	9,788	$aa \times (h+j) \div 365 \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/年	t	330	330	330	330	330	330	326	322	320	316	312	309	304	296	290	283	$ab \times k \div 365 \div 1,000$
割合	%	u	71.8	70.5	69.0	70.1	69.7	65.6	63.7	61.7	59.6	57.5	55.4	53.3	51.3	49.2	47.1	44.4	$p \div o \times 100$
浄化槽汚泥等	%	v	28.2	29.5	31.0	29.9	30.3	34.4	36.3	38.3	40.4	42.5	44.6	46.7	48.7	50.8	52.9	55.6	100-u
排出原単位*	L/人日	w	2.94	2.93	3.02	2.96	3.06	3.13	3.10	3.08	3.06	3.04	3.02	3.00	2.96	2.93	2.90	2.86	$o \div b \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	x	3.63	3.66	4.01	4.19	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
浄化槽汚泥	L/人日	y	3.03	3.07	2.97	2.63	2.77	3.59	3.60	3.61	3.61	3.62	3.63	3.63	3.64	3.64	3.65	3.65	$q \div (h+i-k) \div 365 \times 1,000$
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	z	0.69	1.20	0.76	0.53	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	aa	3.80	3.77	3.70	3.27	3.35	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
集落排水汚泥	L/人日	ab	0.98	1.07	0.95	0.94	0.93	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
日平均排出量	kL/日	ac	66	65.2	65.6	62.6	63.1	63.5	62.0	61.0	60.1	59.0	58.0	56.9	55.2	53.4	51.5	49.8	ad+ae+ah
し尿	kL/日	ad	47.4	45.9	45.3	43.9	43.9	41.7	39.5	37.6	35.8	33.9	32.1	30.3	28.3	26.3	24.3	22.1	$x \times d \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/日	ae	17.7	18.4	19.4	17.8	18.3	20.9	21.6	22.5	23.4	24.2	25.0	25.8	26.1	26.3	26.4	26.9	af+ag
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	af	0.2	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	$z \times n \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	ag	17.5	17.9	19.1	17.6	18.0	20.7	21.4	22.3	23.2	24.0	24.8	25.6	25.9	26.1	26.3	26.8	$aa \times (h+j) \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/日	ah	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	$ab \times k \div 1,000$
汚水衛生処理率	%	ai	40.4	41.7	46.1	48.4	49.7	51.5	53.3	55.1	56.9	58.7	60.5	62.3	64.1	65.9	67.7	70.0	$(f-n) \div a \times 100$

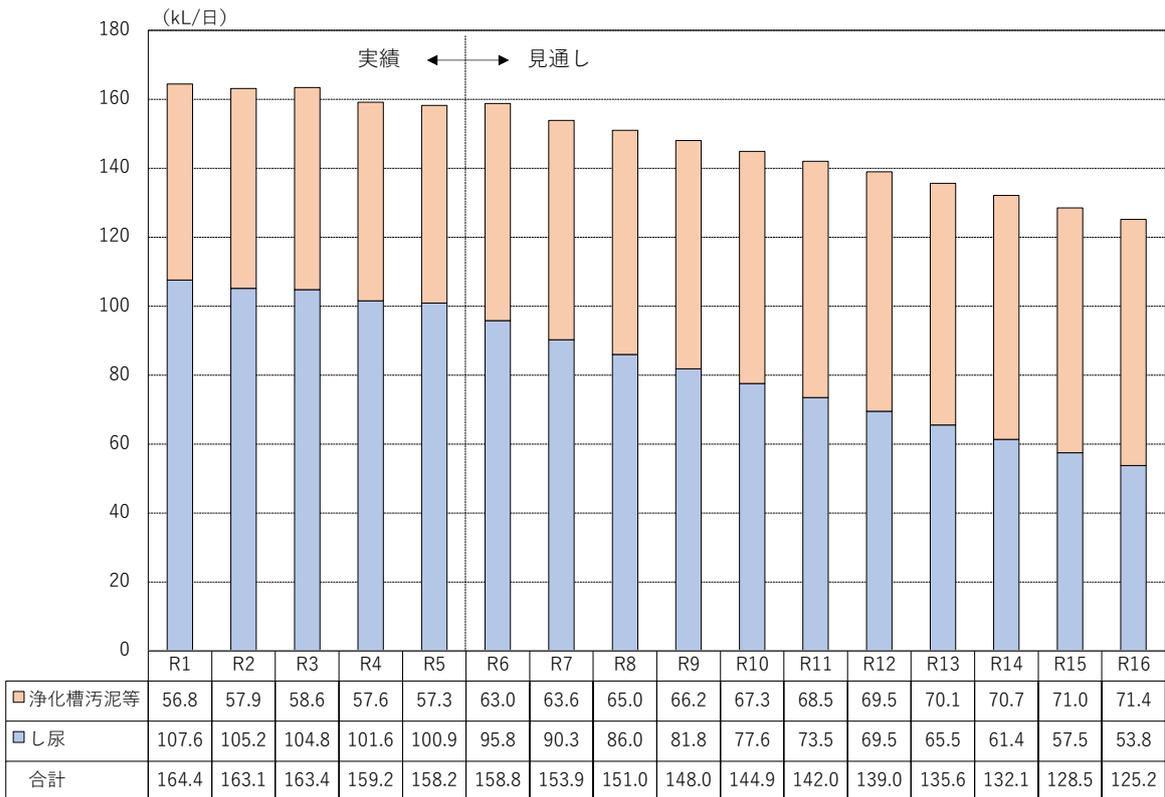
ウ 構成市

構成市の将来のし尿等排出量の推移等を図表5 - 5 - 16～図表5 - 5 - 18に示します。

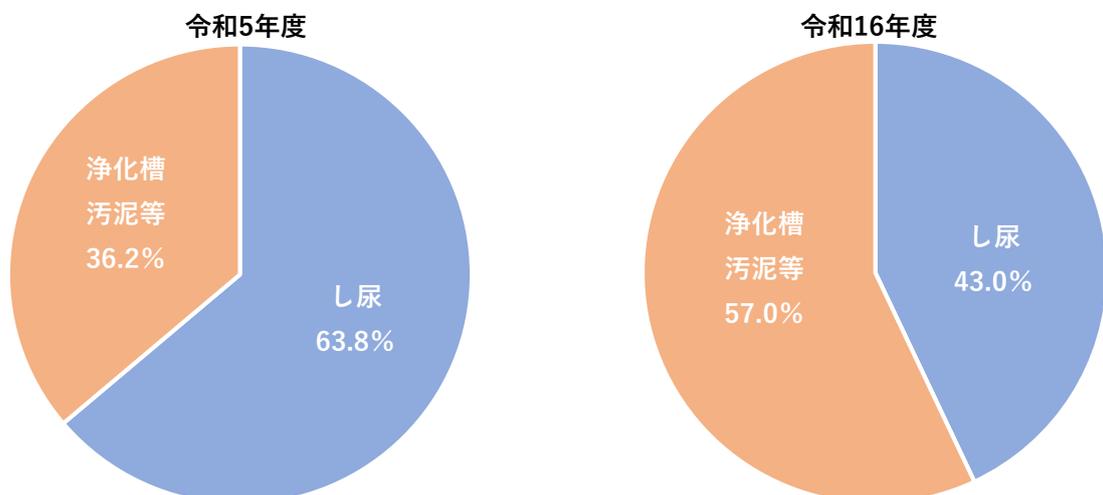
計画目標年度（令和16年度）におけるし尿等排出量は125.2kL/日（し尿：53.8kL/日、浄化槽汚泥等：71.4kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和16年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥等の割合が57.0%まで増加する結果となっています。

◆図表5 - 5 - 16 構成市のし尿等排出量の推移



◆図表5 - 5 - 17 構成市の令和5年度及び令和16年度のし尿等の割合



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

◆図表5 - 5 - 18 構成市のし尿等排出量の実績及び見通し

項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	推計方法
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
			実績							見通し									
行政区域内人口	人	a	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	47,977	46,778	46,114	45,450	44,786	44,122	43,457	42,645	41,833	41,021	40,209	平戸市 + 松浦市
計画処理区域内人口	人	b	53,088	52,426	51,340	50,529	48,871	47,977	46,778	46,114	45,450	44,786	44,122	43,457	42,645	41,833	41,021	40,209	c+f
非水洗化人口	人	c	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	23,096	21,774	20,732	19,711	18,710	17,730	16,771	15,781	14,818	13,880	12,989	d+e
計画収集人口	人	d	31,296	30,076	27,498	26,216	24,306	23,096	21,774	20,732	19,711	18,710	17,730	16,771	15,781	14,818	13,880	12,989	平戸市 + 松浦市
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	f	21,792	22,350	23,842	24,313	24,565	24,881	25,004	25,382	25,739	26,076	26,392	26,686	26,864	27,015	27,141	27,220	g+h+i
公共下水道人口	人	g	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115	平戸市 + 松浦市
コミュニティ・プラント人口	人	h	253	245	251	267	275	269	260	256	251	247	242	238	234	230	226	222	平戸市 + 松浦市
浄化槽人口	人	i	17,987	18,424	19,677	20,131	20,395	20,697	20,809	21,171	21,513	21,834	22,135	22,413	22,575	22,710	22,820	22,883	j+k+n
合併処理浄化槽人口	人	j	14,980	15,573	16,700	17,159	17,648	18,049	18,272	18,716	19,137	19,537	19,915	20,269	20,514	20,730	20,920	21,054	平戸市 + 松浦市
集落排水処理人口	人	k	1,084	993	1,105	1,100	1,108	1,091	1,073	1,061	1,050	1,038	1,026	1,015	994	973	952	931	l+m
農業集落排水処理人口	人	l	161	151	153	140	142	139	134	132	130	127	125	123	121	119	117	114	平戸市 + 松浦市
漁業集落排水処理人口	人	m	923	842	952	960	966	952	939	929	920	911	901	892	873	854	835	817	平戸市 + 松浦市
単独処理浄化槽人口	人	n	1,923	1,858	1,872	1,872	1,639	1,557	1,464	1,394	1,326	1,259	1,194	1,129	1,067	1,007	948	898	平戸市 + 松浦市
総排出量	kL/年	o	60,154	59,514	59,646	58,145	57,863	57,966	56,174	55,074	54,129	52,893	51,813	50,738	49,596	48,188	46,922	45,682	p+q+t
し尿	kL/年	p	39,378	38,385	38,261	37,098	36,928	34,961	32,967	31,389	29,925	28,326	26,842	25,388	23,948	22,418	20,991	19,624	平戸市 + 松浦市
浄化槽汚泥	kL/年	q	20,133	20,471	20,733	20,381	20,305	22,341	22,559	23,046	23,571	23,946	24,359	24,746	25,053	25,188	25,360	25,501	r+s
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	r	1,418	1,348	1,132	1,226	1,174	1,135	1,067	1,016	969	918	870	823	781	736	693	660	平戸市 + 松浦市
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	s	18,715	19,123	19,601	19,155	19,131	21,206	21,492	22,030	22,602	23,028	23,489	23,923	24,272	24,452	24,667	24,841	平戸市 + 松浦市
集落排水汚泥	kL/年	t	643	658	652	666	630	664	648	639	633	621	612	604	595	582	571	557	平戸市 + 松浦市
割合	%	u	65.5	64.5	64.1	63.8	63.8	60.3	58.7	57.0	55.3	53.6	51.8	50.0	48.3	46.5	44.7	43.0	p ÷ o × 100
浄化槽汚泥等	%	v	34.5	35.5	35.9	36.2	36.2	39.7	41.3	43.0	44.7	46.4	48.2	50.0	51.7	53.5	55.3	57.0	100-u
排出原単位*	L/人日	w	3.10	3.11	3.18	3.15	3.23	3.31	3.29	3.27	3.25	3.24	3.22	3.20	3.18	3.16	3.13	3.11	o ÷ a ÷ 365 × 1,000
し尿	L/人日	x	3.44	3.50	3.81	3.88	4.15	4.15	4.15	4.15	4.15	4.15	4.15	4.14	4.15	4.14	4.14	4.14	p ÷ d ÷ 365 × 1,000
浄化槽汚泥	L/人日	y	3.21	3.17	3.02	2.89	2.84	3.08	3.09	3.10	3.11	3.12	3.13	3.13	3.14	3.14	3.14	3.15	q ÷ (h+i-k) ÷ 365 × 1,000
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	z	2.01	1.99	1.66	1.79	1.96	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.01	r ÷ n ÷ 365 × 1,000
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	aa	3.36	3.31	3.17	3.01	2.92	3.17	3.18	3.18	3.19	3.19	3.19	3.20	3.20	3.20	3.20	3.20	s ÷ (h+j) ÷ 365 × 1,000
集落排水汚泥	L/人日	ab	1.62	1.82	1.62	1.66	1.55	1.67	1.65	1.65	1.65	1.64	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.64	t ÷ k ÷ 365 × 1,000
日平均排出量	kL/日	ac	164.4	163.1	163.4	159.2	158.2	158.8	153.9	151.0	148.0	144.9	142.0	139.0	135.6	132.1	128.5	125.2	ad+ae+ah
し尿	kL/日	ad	107.6	105.2	104.8	101.6	100.9	95.8	90.3	86.0	81.8	77.6	73.5	69.5	65.5	61.4	57.5	53.8	平戸市 + 松浦市
浄化槽汚泥	kL/日	ae	55.0	56.1	56.8	55.8	55.6	61.2	61.8	63.2	64.4	65.6	66.8	67.9	68.5	69.1	69.4	69.8	af+ag
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	af	3.9	3.7	3.1	3.3	3.3	3.1	2.9	2.8	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	1.9	1.8	平戸市 + 松浦市
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	ag	51.1	52.4	53.7	52.5	52.3	58.1	58.9	60.4	61.8	63.1	64.4	65.6	66.3	67.0	67.5	68.0	平戸市 + 松浦市
集落排水汚泥	kL/日	ah	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	平戸市 + 松浦市
汚水衛生処理率	%	ai	37.4	39.1	42.8	44.4	46.9	48.6	50.3	52.0	53.7	55.4	57.1	58.8	60.5	62.2	63.9	65.5	(f-n) ÷ a × 100

第6章 生活排水処理基本計画

6-1 基本方針

1 生活排水処理に係る目標

生活排水については、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備が進んでいるものの、ライフスタイルの変化や都市化の進展等により、十分に負荷が削減されているとは言えません。

このような状況の中で、構成市の生活排水処理対策として、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、合併処理浄化槽の整備及び非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水について適正な処理を推進する必要があります。

このことから、生活排水の安定した適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目標とします。

2 基本方針

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

構成市では、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備に努めてきた結果、令和5年度末で汚水衛生処理率は46.9%となっています。

しかしながら、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口も53.1%と、依然と高い割合で残っており、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものになっています。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、住民及び事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性について、より一層啓発していく必要があります。

以上より、生活排水処理施設整備の基本方針を以下のとおり設け、住民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めます。

基本方針1：合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の推進

① 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、公共下水道や集落排水施設事業の整備区域以外の地域における生活排水処理の手法として、その役割は大変重要です。

今後も、公共下水道事業全体計画区域外及び集落排水事業区域外については、個人設置型の「浄化槽設置整備事業」の継続実施による住民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の普及の推進とともに、住民及び事業者に対して浄化槽の定期的な清

掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行ってまいります。

基本方針2：生活排水の適正な処理・処分体制の継続

本組合が管理・運営している北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）及び構成市が管理・運営している各生活排水処理に関する施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

基本方針3：公共下水道への接続率の向上（松浦市）

公共下水道全体計画区域内の生活排水は、公共下水道による処理の推進を図るとともに、事業計画区域での整備については、効率的な手法を検討しながら、出来る限り早期の供用開始を目指します。

また、既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、公共下水道へ早期接続するように、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

基本方針4：集落排水施設への接続率の向上

平戸市では農業集落排水事業、松浦市では漁業集落排水事業を行っており、計画区域内の生活排水は、集落排水施設による処理の推進を図ります。

また、公共下水道事業と同様に既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、集落排水施設へ早期接続するように、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

基本方針5：北松北部クリーンセンターの更新

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は平成17年度の稼働開始後、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、本組合で適切に維持管理を行っています。

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の施設稼働期間もごみ処理施設等と同様に令和15年度までとなっており、汚泥再生処理施設についても令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。

そのため、今後は、ごみ処理施設及びリサイクル施設と合わせて、令和7～8年度には構成市による協議を始め、方針を決定する必要があります。

6 - 2 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、公共下水道及び集落排水施設整備計画区域内にあっては未接続世帯の接続を促進し、公共下水道及び集落排水施設整備計画区域外にあっては合併処理浄化槽の設置を促進することで、構成市行政区域全域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を無くしていきます。

また公共下水道や集落排水処理施設への接続率の向上及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、計画目標年度である令和16年度においては、汚水衛生処理率65.5%を達成することを目指します。

計画目標年度：令和16年度

【汚水衛生処理率】

達成目標値 65.5%まで引き上げ（令和5年度実績：46.9%）

6-3 し尿等の処理計画

1 収集・運搬計画

し尿等の収集・運搬計画では、以下の方針を実施します。

(1) し尿の収集・運搬

し尿については、公共下水道等の普及により年々減少していますが、公共下水道等の普及にはある程度の期間が必要と考えられますので、今後も継続してし尿の収集・運搬が必要です。構成市においては委託業者及び許可業者による定期的な収集を引き続き行います。

また、今後、公共下水道等の普及によりし尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況になることが想定されるため、安定的・効率的な収集に努めます。

(2) 浄化槽汚泥等の収集・運搬

浄化槽汚泥等については、今後も継続して収集を行う必要があります。

現在、浄化槽汚泥等の収集は許可業者が行っており、今後も許可業者による収集を継続しますが、し尿の収集状況と合わせて、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）に搬入される浄化槽汚泥等量の平準化を図る必要があります。

また、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向に進んでいくものと考えられます。

そのために収集される汚泥の質が変わっていく可能性がありますので、その影響について検討していく必要があります。

2 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施します。

(1) 現行の処理・処分を継続

し尿等の中間処理については、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）において適正に処理を行っていくものとし、発生するし渣及び汚泥等については現在同様、施設内で脱水後、し渣についてはごみ処理施設での処理、汚泥については生ごみとともに肥料化することにより適正に処理します。

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は平成17年度に稼働し、その後、平成29～30年度に基幹的設備改良工事を実施し、構成市と相互に協力・連携を図りながら、施設の管理・運営に努めています。

(2) 汚泥再生処理施設の更新

ア 汚泥再生処理施設の更新

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の施設稼働期間は、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、令和15年度までとなっているため、汚泥再生処理施設についても、令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。

そのため、今後は、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の稼働期間終了後の一般廃棄物処理について検討を行っていく必要があり、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、令和7～8年度には構成市による協議を始め、方針を決定していきます。

イ 整備計画

施設整備スケジュールを図表6-3-1に示します。

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の更新は前述したとおり令和16年度の供用開始を目標とします。

◆図表6-3-1 施設整備スケジュール

項目	年度																
	H16	H17	～	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
	経過年数→																
現施設	供用開始	2年目	～	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	廃止		
新施設建設						○施設整備方針の検討	○用地選定	○用地交渉	○循環型社会形成推進地域計画の策定	○施設整備基本計画の策定	○用地測量	○生活環境影響評価	○基本設計の実施	○入札の実施	○新施設建設工事	○供用開始（1年目）	2年目

※：このスケジュールは現施設建設時のスケジュールを基に作成しているため、実際の実施年度と前後することがあります。

（3）施設の適切な維持管理を継続

今後も適切な維持管理を継続することはもとより、廃棄物処理法施行規則第5条に基づき実施する精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行います。

6-4 その他の施策

1 住民及び事業者に対する啓発活動

公共用水域の水質汚濁防止を図り、水環境を保全するため、自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に対する住民の関心を高め、自主的な排出源対策の取組みを拡大するよう、広報・啓発活動を行います。

2 地域に関する諸計画との関係

国や長崎県の諸計画などを踏まえた上で、し尿等の適正処理のための方策を講じていきます。

また、地域の開発計画等の策定にあたっては、本計画（生活排水編）に基づき合併処理浄化槽の設置や生活排水の適正処理を指導していく方針とします。あわせて、合併処理浄化槽の設置については、設置費の一部を助成する制度を継続します。

3 災害時のし尿処理に関して

地震や水害などの大規模災害時のし尿処理は、衛生環境を確保するため、本組合が管理・運営する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）において実施するものとしませんが、し尿の適正処理が困難となった場合に備えて、周辺自治体との連携を検討していきます。

6-5 計画達成のための施策の基本方針

本計画は、生活排水処理対策としての汚水衛生施設整備事業を進めるだけでなく、水質浄化、水環境の再生等、環境に対する意識の啓発を進めることにより、住民一人一人の取組みを喚起・育成していくことを目指しています。

このため、生活排水処理を推進するために必要な施策を次のとおりとします。

1 排出に関する事項

合併処理浄化槽の法令、補助制度等について周知を図ります。

- (1) 合併処理浄化槽の設置、保守点検、清掃等に関する啓発
- (2) 新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の周知

2 生活排水処理に係る施策の調整

構成市における生活排水は前述したとおり、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理します。

しかし、現状の計画のみでは、個別で行う処理（合併処理浄化槽）での負担が大きくなりすぎるため、次のことに留意し、生活排水処理に係る施策の調整を図ります。

(1) 施設整備に関する事項

浄化槽設置整備事業（国庫助成事業）補助金の継続

(2) 生活排水処理方式に係る調整

構成市での担当部局間の調整（合併処理浄化槽等に係る計画調整）

3 維持管理体制の確立

本組合が維持管理する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の運転状況や処理水の水質の常時監視点検を今後も継続して行います。

また、個人及び事業者の責任において維持管理する合併処理浄化槽は、各々の維持管理状況などを十分に把握するため、維持管理体制の確立を図るため次の施策を推進します。

(1) 合併処理浄化槽の維持管理に関する事項

- ア 合併処理浄化槽の法定清掃の励行を周知徹底し、環境保全の推進
- イ 合併処理浄化槽の設置及び構造に関する周知
- ウ 定期的な保守点検、清掃及び定期検査についての周知、啓発の推進

(2) 収集運搬及び清掃に関する事項

- ア 点検、清掃などに係わる業者への教育
- イ 収集車等の整備や効率性の向上等の啓発
- ウ 作業従事者の衛生面及び安全性に関する啓発

4 広報、啓発活動の推進

住民一人一人の日々の暮らしが環境と深く関わっていることを自覚するとともに、身近な生活環境の向上だけでなく、地域環境や、地球環境を守っていく気運の醸成を図るために、必要な情報を提供し、積極的な広報・啓発活動を展開します。

また、企業の事業活動に伴う排水が河川や海域に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう、講習会等へ積極的な参加を促し、行政・地域・企業が一体となって取り組むため、以下に示すような広報・啓発活動を行います。

- (1) 行政と住民または事業者が一体となった啓発活動による自主的な住民運動の展開
- (2) 広報、チラシ、パンフレットの配布、講習会の開催
- (3) 住民自らの環境学習への講師の派遣等による支援

5 水環境保全施策の推進

生活排水の適正処理は、単に生活環境の保全、公衆衛生の向上や河川水質の浄化という観点からだけでなく、水を基調とした、安心して快適に暮らせるまちづくりに資するものです。

このため計画の推進に当たっては、水環境保全に関する諸施策と連携し、総合的に推進しなければなりません。

(1) 水質汚濁防止に関すること

公共水域における、水質の定期的調査及び水質情報の公表

(2) 水辺環境整備に関すること（松浦市）

ア 河川改修事業計画における親水空間の整備の検討

イ 河川堤防を利用した歩行者道、自転車道、運動広場整備の検討